

金城学院大学物品購入等に関する取引停止等の取扱規程

(2021年11月15日制定)

最終改正 2023年3月6日

(目的)

第1条 この規程は、金城学院大学公的研究費の管理・運営に関する規程第23条第2項の定めにより、金城学院大学（以下「本学」という。）における公的研究費に基づく物品の購入・発注に関し、取引停止やその他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(取引停止)

第2条 最高管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる場合、取引業者に対して、取引を停止する措置を講ずるものとする。

- (1) 調査にあたり、虚偽の申告をしたとき
- (2) 見積りや納入等の際し、不正の行為があったとき
- (3) 企業の社会的責任（CSR）を果たしていないとき
- (4) その他、本学に不利益を及ぼす行為があったとき

2 統括管理責任者は、前項の措置を講じた場合、「取引停止措置報告書」に事実関係の概要、措置の内容、その他必要事項を記載し、最高管理責任者に報告するものとする。

(取引停止にかかる特例)

第3条 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号いずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

- (1) 特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合
- (2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外では、物品購入等の契約の目的を達成することができない場合
- (3) 取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合
- (4) 取引停止期間中の業者が、当該事案について責任を負わないことが明らかになり、最高管理責任者が当該業者について取引停止の措置を解除した場合

(取引停止措置等の通知)

第4条 最高管理責任者は、第2条第1項の規定による取引停止をしたときは、「取引停止措置通知書」に必要事項を記載し、当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、本学ホームページ上で公表するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(指名等の取消し)

第6条 最高管理責任者は、取引停止された業者に対し、現に、競争入札の指名を行い、または見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 最高管理責任者は、取引停止期間中の業者が本学における契約に係る製造等の全部または一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請している場合はこの限りではない。

(所掌事務)

第8条 公的研究費に基づく物品の購入・発注に関する取引停止等の取扱いに関する事務は、研究支援課がこれを行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則（2021年11月15日常任理事会）

この規程は、2021年11月15日から施行する。

附 則（2023年3月6日常任理事会）

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。